様式1: (参加表明書(単体))					
(宛先) 上越市長					令和□□年□□月□□日
参加表明書					
下記の業務について、参加の意思を表明します。 なお、(仮称) 柿崎区新保育園新築工事設計業務委託プロポーザル実施要領における参加条件 を満たしていること、提出資料の内容について事実と相違ないこと、及び裏面の宣誓事項に相 違ないことを確約します。					
業 務 名 営設第7-32号(仮称)柿崎区新保育園新築工事設計業務委託					
提出者					
	所在地				
	会社名				
	代表者	役職		氏 名	
作成者					
	部署・氏名	部署		氏 名	
	電話番号				
	FAX番号				
	メールアドレス				

宣誓事項

- ・上越市建設工事請負業者指名停止措置要領による指名停止を受けていないこと。
- ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ・会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。
- ・会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ・上越市の市税の納税義務を有するものにあっては、当該市税の未納がない者であること。
- ・消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ・本設計業務委託の見積金額※が、見積限度額の範囲内であること。
- ※)見積金額とは、様式6(見積書)に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額)をいう。
- ・市との連絡を電子メールで行うことができること。
- ・本プロポーザルの参加事業者*は、以下の立場を兼ねないこと。

他の参加事業者(単体、設計共同企業体含む)

他の参加事業者の協力者(協力事務所)

- ※)参加事業者とは、単体事業者、設計共同企業体の代表者、設計共同企業体の代表者以 外の構成員いずれかの立場で本プロポーザルに参加する者をいう。
- ・本プロポーザルにおける提出資料及び情報について、市が情報提供や情報公開を行う場合には、要領における「各情報の情報提供・公開一覧表」のとおり「個人情報」及び「法人等の正当な利益を害するおそれのある情報であると市が判断した情報」を除き、原則公開することに同意する者であること。(情報公開時には、非選定業者を含め、業者名は、原則公開となります。)